

年金情報

～第3号被保険者の皆さん
こんなときには届け出が必要です～

第2号被保険者（厚生年金保険や共済組合に加入している人）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行うことになり、国民年金保険料は、第2号被保険者の加入している年金制度が負担しますので、自分で納める必要はありません。

※第3号被保険者に該当したときの届け出以外に、第2号被保険者が転職や退職したとき、住所変更があったときにも届け出が必要です。

■第3号被保険者になれるのは、次のすべてに該当する人です。

- ①20歳以上60歳未満であること
- ②配偶者が、厚生年金または共済年金の加入者であること
- ③配偶者の収入により主として生計を維持していること（具体的には、健康保険の被扶養配偶者となっている場合）
- ④1年間の収入見込みが130万円未満であること（月額108,334円未満、日額3,612円未満）。

※雇用保険の失業手当を受け取る場合、給付日額が3,612円以上のときは、第3号被保険者にはなれません。

こんなとき	被保険者種別	届け出先
<ul style="list-style-type: none"> 配偶者である第2号被保険者が会社を退職したとき 配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき 配偶者である第2号被保険者と離婚したとき 配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき 	第3号⇒第1号	住所地の市町村
<ul style="list-style-type: none"> 本人（第3号被保険者）が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき 	第3号⇒第2号	勤務先
<ul style="list-style-type: none"> 配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき（例：厚生年金から共済組合） 	第3号⇒第3号 ※種別は変わりませんが届け出は必要。	第2号被保険者の勤務先
<ul style="list-style-type: none"> 本人の住所が変わったとき 	—	第2号被保険者の勤務先

【問い合わせ先】本渡年金事務所 ☎2112 / 本庁・保険年金課(内線1137)

図書館へ行こう！

【市立図書館ホームページ】
<http://www.lib.city.amakusa.kumamoto.jp/>
【問い合わせ先】中央図書館 ☎7001・FAX7013

子ども読書の日・読書週間の催し

4月23日㊤は「子ども読書の日」、同23日から5月12日㊤までは「子ども読書週間」です。市内の各図書館ではこの期間に合わせて、さまざまな催しを行います。皆さん、ぜひご参加ください。

ください。なお、各図書館の催しは下表のとおりです。

■対象者＝乳幼児・児童（低学年程度）とその保護者。

■参加料＝無料。



◆各図書館の行事予定

場所	日時	内容
中央図書館 ☎7001	〔4月21日㊤〕 14:00～15:00	「中央図書館 開館35周年記念 子ども読書の日おたのしみ会」 読み聞かせ・手品・パネルシアターなど
牛深図書館 ☎4191	〔4月15日㊤〕 10:30～11:30	「子ども読書の日おはなし会」 手遊び・読み聞かせ・語り・パネルシアター・手話のうたなど
御所浦図書館 ☎3931	〔4月28日㊤〕 13:30～14:30	「子ども読書の日読み聞かせ＆お楽しみ会」 読み聞かせ・手遊びなど
河浦図書館 ☎0388	〔5月6日㊤〕 10:30～11:45	子ども読書の日記念「おはなし会」 読み聞かせ・パネルシアター・紙芝居・楽しい手遊びなど

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例について

「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」が、4月1日から全面施行されました。この条例は、障がいのある人に対する県民の皆さんの理解を深め、障がいのある人の権利を擁護するための施策を推進することを目的としています。

【条例の4つのポイント】

- ①県民の障がいのある人に対する不利益な取り扱いの防止を図るため、何が不利益な取り扱いにあたるかの「ものさし」を示したこと。

【問い合わせ先】熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局 障がい者支援課
☎096(333)2236 (直通) / FAX 096(383)1739

- ②社会的障壁の除去のための「合理的配慮」を求める規定を設けたこと。
- ③不利益な取り扱い、合理的な配慮または虐待に関する地域相談員や広域専門相談員の配置による「相談体制」、不利益な取り扱いに関する「個別事案解決の仕組み」を設けたこと。
- ④障がいのある人に対する県民の理解を深めるための啓発活動の推進や、障がいのある人とない人の交流の機会の提供などの措置を講ずる規定を設けたこと。

特定外来生物「オオキンケイギク」の繁殖拡大を防ぎましょう！

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で、特定外来生物に指定されている「オオキンケイギク」が近年、市内でも生育が確認されています。オオキンケイギクはキク科の多年生草本類で、高さ30～70cm程度。葉は茎の下の方に着き、両面に粗い毛があり、開花期は5月～7月ごろで、橙黄色の頭状花を着けます。2006年に特定外来生物に指定されるまでは、強健で冬季のグラウンドカバー（地面を覆う）効果が高く、花枯れが汚くないという理由で、緑化のために道路の法面などに利用されたり、ポット苗としても生産・流通されていました。

させてしまう性質を持っています。

これ以上の繁殖・拡大を防ぐために、オオキンケイギクを発見した場合は、処分方法を守って処分していただきますようご協力をお願いします。

【処分するときの注意】

■少量を処理する場合…①根から引き抜き②その場で掘らないように2～3日天日にさらすなど枯死させ③ビニール袋などに密閉して④燃やせるごみとして処分してください。

■大量を処理する場合…九州地方環境事務所へお問い合わせください。なお、生きたままの器官や種子を移動させることは外来生物法で禁止されています。

しかし、あまりの強靱さのために一度定着すると、在来の野草を駆逐し、辺りの景観を一変

【問い合わせ先】本庁・環境課(内線1282) / 環境省九州地方環境事務所・野生生物課 ☎096(214)0339

「第28回くまもと子育てトーク」を開催

育児の悩みや本音を語る「くまもと子育てトーク」を開催します。子育てに関心のある人が対象で、託児もあります。入場は無料です。お気軽にご参加ください。

■とき＝5月13日㊤ 午後1時開演（同0時30分開場）、同4時30分終了予定

■ところ＝天草市民センター

■内容＝[基調講演] 木村和也氏（熊本放送アナウンサー）。
[分科会] 3会場で分科会実施予定。

■申込方法＝〒860-8506熊本市中央区世安町172 熊日事業局・くまもと子育てトーク係へ、ハガキまたはFAX096(361)3389、くまにちコムでお申し込みください。

【問い合わせ先】熊日事業局・くまもと子育てトーク実行委員会
☎096(361)3383

献血にご協力ください

▶持参品＝献血カード（献血手帳）または身分証明書。

期日	時間	場所
5/8 ㊤	9:00～11:30	市役所本庁
	12:30～16:00	

※いずれも400ml献血のみとなります。

【問い合わせ先】

天草中央保健福祉センター ☎243737